## 施術所の広告について

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に係る施術所の広告に関しては、法律により広告できる事項が次のとおり定められています。

## くあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律>

- 第7条 あん摩業、マツサージ業、指圧業、はり業若しくはきゆう業又はこれらの 施術所に関しては、何人も、いかなる方法によるを問わず、左に掲げる事項以外 の事項について、広告をしてはならない。
  - 一 施術者である旨並びに施術者の氏名及び住所
  - 二 第1条に規定する業務の種類
  - 三 施術所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項
  - 四 施術日又は施術時間
  - 五 その他厚生労働大臣が指定する事項※
  - 2 前項第1号乃至第3号に掲げる事項について広告をする場合にも、その内容は、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項にわたつてはならない。
  - ※ 厚生労働大臣が指定する事項(平成11年3月29日付け厚生省告示第70号)
  - ー もみりようじ
  - ニ やいと、えつ
  - 三 小児鍼(はり)
  - 四 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項 前段の規定による届出をした旨
  - 五 医療保険療養費支給申請ができる旨(申請については医師の同意が必要な旨を明示する場合に限る。)
  - 六 予約に基づく施術の実施
  - 七 休日又は夜間における施術の実施
  - 八 出張による施術の実施
  - 九 駐車設備に関する事項
- ◎なお、法律の規定に違反した場合は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第13条の8第1号により30万円以下の罰金に処せられることがあります。 看板やチラシをはじめとして、法律に基づいた適正な広告を行ってください。

## <広告できない事項(例)>

- 〇「肩腰膝の痛み」
- 〇「自己負担料金〇〇円」「無料体験会実施中」
- 〇「エステ」「ダイエット」「骨盤矯正」
- 〇「酸素カプセル完備」「ウォーターベッド治療」

【お問い合わせ先】 管轄する衛生課(医薬務係)

東衛生課 092-645-1081

博多衛生課 092-419-1090

中央衛生課 092-761-7325

南衛生課 092-559-5115

城南衛生課 092-831-4208

早良衛生課 092-851-6567

西衛生課 092-895-7072

医薬務・衛生推進課 092-791-7263